管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
0720010	濁酒として使用できる原料の規定の緩和	特区法第28条、財務省関係特区法施行規則	濁酒として使用できる原料は、米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、てんぷん若しくはこれらのこうじ又は清酒かすとされている。		農家民宿等における酒類の製造免許を受ける際の濁酒の定義は、原材料として、米、米麹、水を使用するもの、また、一つ以上の特定物品を使用できるものとされています。この特定物品には、麦、あわ、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらの麹等となっておりますが、本町のように多様な雑穀の生産が行われている地域においては、アマランサス、だったんそばを使用できるよう、濁酒の定義の中にいれていただきたい。	本町は、古くから偏東風(やませ)の影響をたびたび受け、稲作に依存できない気候風土の中で、比較的冷涼な気候に強い、ひえ、あわ、きび などの雑穀栽培が行われ、町民を飢饉から救ってきた歴史がある。この雑穀が近年の食に対する安全・安心への関心が高まる中で、消費者から注目を集めている。本町は、多様な雑穀栽培が行われ、古代インカ帝国で食用として栽培されていたといわれるヒユ科の植物でカルシウム、鉄分を多く含んだアマランサスや中央アジアが原産地といわれるルテンを大量に含むだったんそばが全国有数の生産地となっており、本町でこれらの多様な雑穀を活用して地域活性化を図ることとしている。こうした取り組みを進めるにあたって、付加価値を高めた流通・販売が課題となっている。今般どぶろく特区の認定を受けたことにより、この材料を濁酒として利用できるよう緩和願いたい。本町は、本年度において、県工業技術センターにこの雑穀を利用した濁酒の試作を委託することで進めているところである。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定しているところである。 すなわち、現行の濁酒に係る製造免許の特例については、酒税の保全や税務執行コストの観点から、その恒存性や流通性が乏しいといった濁酒の特性を踏まえ、認めることとしているものである。 また、「濁酒」とは本来米を原料として製造した酒をいうが、「従前の濁酒」（昭和37年以前に濁酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等の特定の原料について限定的に認めていたことから、本特例措置の対象となる濁酒についても、これらの原料の使用を限定的に認めることとしたものである。 要望の濁酒として使用できる原料の規定の緩和については、上記を踏まえた慎重な検討が必要と考えるが、それを判断するための十分な情報がないことから、対応困難である。	本提案は、現在、構造改革特別区域推進本部に設けられた評価・調査委員会において調査審議を行っており、当委員会において、貴省は「どぶろく特区」の認定を受けている地方公共団体へのアンケート調査などを経て検討していくとしている。また、右記の提案者からの意見にもあるとおり、提案者は、提案の雑穀を利用した濁酒の試験醸造を行うとのことである。貴省においてはこれらを踏まえ、提案への対応を検討することについて確認し、回答されたい。	本町は、あわ、ひえ、きびのほか、原産が南米といわれるアマランサスや中国チベットが原産のだったんそばの生産が、全国有数を誇っており、雑穀による活性化を町づくりのひとつの柱としている。その一環として、どぶろく特区の認定を受け、雑穀を材料とした濁酒を製造販売していこうとするものである。本年度において、県工業技術センターにアマランサスを使用した濁酒の試験醸造を委託することとしており、その結果については、財務省等に情報を提供したい。		1029010	軽米町	岩手県	財務省
0720020	官公庁へのオンライン申請の代理人の範囲の拡充	税理士法第2条、同法第52条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条	税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行ってはならない（税理士法第52条）とされており、税理士業務のうちの「税務書類の作成」は、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成にかえて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を作成することをいう（税理士法第2条第1項第2号）とされている。 なお、国税関係法令に係る申請等は、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとなる（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条）。		政府・地方自体等に対してオンラインを利用して代理人により手続きする場合には、官報官公庁の各手続き毎に特定の有資格者のみに限定されているが、この有資格者の範囲を拡大し、電子政府の推進を図る。	官公庁に対する手続きについては、かなりの分野においてオンラインによる申請が可能となっていますが、どの分野においてもその普及率は低いと言わざるを得ない状況となっております。 これは、オンライン申請はパソコンに慣れない者にとっては、非常に面倒であるというのが一因であると考えられますが、これを補完するのが、行政書士等の専門職ですが、各士業法により、そのできる範囲は限定されております。 例えば、許認可関係・会社定款であれば行政書士、登記関係は司法書士、税務関係は税理士、社会保険関係は社会保険労務士、というように行政庁と士業が正に縦割りの関係で契ばっており、電子申請も各々その限られた士業が扱っております。 このような、固定化された手続き者の制度が電子政府の進展を阻んでいると考えられますので、ここに挙げた4士業においては、相互に自由に代理人として手続きが行えるように、各手続きにおける電子申請の担い手を大幅に増やすことが電子申請の利用率を高め、官公庁の事務処理の効率化に資すると考えますので、所要の法改正を要望します。 また、このような縦割り士業は一般市民からみたときには、誰に何を頼んだら良いのかわかり難く、また、各手続き毎に依頼先を探さなければならず、一般市民にとっても大変不便なものであり、官公庁と市民との距離を広げてしまう要因ともなっているものと思料いたします。	C	I	税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており（税理士法第1条）、税理士業務（税務代理、税務書類の作成及び税務相談）の遂行が、国、地方公共団体及び納税者に及ぼす影響は極めて大きく、その業務の公共性が強いことから、税理士以外の者は税理士業務を行ってはならないとされている（税理士法第52条）ものである。 このような税理士法の趣旨に鑑みれば、租税に関する法令に基づく申請、届出の手続等は専門性が高く、かつ、多岐にわたるものであり、税務書類の作成等の税理士業務を行う能力的担保もなく、また、行政庁や税理士会からの監督の及ばない者に税理士業務を行うことを認めることは、国民（納税者）に不測の損害を与えかねず、また、納税義務の適正な実現を図ることが困難となることから、適当ではない。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	今回の提案事項は、未だに非常に利用率が低く、一部では職員による「なりすまし申請」までが恐れされているオンライン申請の現状を改善すべく、電子政府の推進、行政の効率化及び国民にとっての利便性の向上という観点から、現行法の解釈をお伺いしているのではなく、法改正も含めて提案しているものです。今後、オンライン申請に関しては、利用者の拡充等、貴省におかれましては、どのように改善していく予定であるのか御見解を賜りたく存じます。		1051020	個人	東京都	総務省 法務省 財務省 厚生労働省